

三重県飲食店時短要請協力金 第4期 (令和3年8月14日～令和3年8月31日)のご案内

新型コロナウイルス感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮の要請にご協力いただける
県内飲食店に対して、協力金を支給します

要請期間 **令和3年8月14日(土)から8月31日(火)まで**
※8月18日(水)までの時短営業開始であれば、支給対象となります

主な支給要件

- ・ 県内の飲食店であること（酒類提供の有無は問いません）
- ・ 時短要請の全期間（8月18日までの時短営業開始であれば支給対象）・全店舗において、時短営業に全面的に協力いただくこと

※全面的に協力とは、時短要請の全期間（店舗の準備期間として8月18日までの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します）・全店舗において、20時から翌日5時まで営業を行わない（お客様にお帰りいただく）時短営業に協力いただくことをいいます。

- ・ 令和3年8月5日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること
- ・ 令和3年8月5日以前から、通常の営業終了時刻が20時を越えていること

〈対象外店舗の具体例〉 ※詳しくは三重県HPのQ&Aを参照してください

- ・ 宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外

※専用のイートインスペースがない場合は、テイクアウト専門店の扱いとなります。

※対象店舗であっても、支給額算定にあたってはテイクアウト分等を除いてください。

- ・ 旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外
- ・ 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」（令和3年8月6日版）発出以前からの自主的な休業・時短や常態的に20時以降営業していない店舗は対象外

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

支給金額 (裏面参照)

1店舗1日あたり

中小企業 売上高に応じて2.5～7.5万円

大企業 売上高減少額の4割（上限20万円※）

※20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

【三重県飲食店時短要請協力金相談窓口】

開設期間：8月13日（金）～9月17日（金）※土日除く

電話番号：059-224-2247 受付時間：9時から17時

支給金額の算定

詳細は県HPを参照ください。

		令和2年又は令和元年の8月の1日あたりの売上高		
		～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円／日	2.5～7.5万円／日 (1日の売上高の3割)	7.5万円／日

大企業
(売上高減少額方式)
※中小企業においてもこの方式を選択可

令和2年又は令和元年の8月の1日あたりの売上高と
令和3年8月の1日あたりの売上高を比較した
売上高減少額×0.4（上限20万円または前年度もしくは前々年度の
1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額）

申請の大まかな流れ

- ①要請内容や支給要件を確認してください
- ②時短要請に応じた営業を行う（20時以降の営業時間短縮）
時短営業を証明する（時短営業告知の貼り紙を掲示する）店舗写真、店舗の外観・内観写真等を撮影してください
- 申請受付要項公表後
- ③必要書類の準備
申請書（様式）、誓約書（様式）等に加え、添付書類として、営業実態が客観的にわかる書類（営業許可証の写し、確定申告の写しなど）を準備してください
- ④チェックシートに基づいて必要書類の確認
必要な書類が整っているか、チェックシートで確認してください
- ⑤申請（郵送）

※書類に不備がある場合や提出書類から客観的に営業実態が確認できない場合は、協力金が支給されない場合があります。

申請期間・申請に必要な書類

申請期間及び申請受付要項については、準備中です。（9月中旬県HPに掲載予定）
三重県HPに掲載する申請受付要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。

要請期間中、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認が実施されます。